No.１７

令和５年（３月）

第１回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第１２号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表	企画課	1
第１３号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	2
第１４号	熊谷市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防総務課	5
第１５号	熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	6
第１６号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	7
第１７号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	9
第１８号	熊谷市農業振興対策委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	農業振興課	１０
第１９号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	１１
第２０号	熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	警防課	１２
第２１号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	警防課	１３
第２２号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１５
第２３号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１９
第２４号	熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	２２

第２５号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	生活福祉課	２４
第２８号	業者名及び入札結果 （熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事）	スポーツ観光課（契約課）	２７
第３０号	認定路線調書・位置図	管理課	３５

議案第１２号の参考資料

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市行政組織条例（平成１７年条例第６号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（分掌事務） 第２条　部及び室の分掌事務を次のとおり定める。 市長公室　（略） 総合政策部 ⑴～⑺　（略） 総務部～環境部　（略） 産業振興部 ⑴　（略） ⑵　観光に関すること。 ⑶～⑸　（略） 都市整備部・建設部　（略）	（分掌事務） 第２条　部及び室の分掌事務を次のとおり定める。 市長公室　（略） 総合政策部 ⑴～⑺　（略） ⑻　観光に関すること。 総務部～環境部　（略） 産業振興部 ⑴　（略） ⑵～⑷　（略） 都市整備部・建設部　（略）

議案第１３号の参考資料

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。 ⑵・⑶　（略） （行政情報の原則公開） 第７条　実施機関は、前条第１項の規定による行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があった場合は、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときを除き、請求者に当該行政情報を公開しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号 ⑶～⑼　（略） ２・３　（略） （公開請求に対する決定等） 第９条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求を受けた日から起算	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 ⑵・⑶　（略） （行政情報の原則公開） 第７条　実施機関は、前条第１項の規定による行政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があった場合は、公開請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときを除き、請求者に当該行政情報を公開しなければならない。 ⑴　（略） ⑵～⑻　（略） ２・３　（略） （公開請求に対する決定等） 第９条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求を受けた日から起算

改　正　案	現　行
して１５日以内に、公開請求に対する公開の可否の決定をしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	して１５日以内に、公開請求に対する公開の可否の決定をしなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　実施機関は、第１項の決定をする場合において、行政情報の公開をしない旨の決定（第７条第２項の規定により公開請求に係る行政情報の一部を公開しない場合及び前条の規定により公開請求を拒否する場合の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該行政情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。	３　実施機関は、第１項の決定をする場合において、行政情報の公開をしない旨の決定（第７条第２項の規定により公開請求に係る行政情報の一部を公開しない場合及び前条の規定により公開請求を拒否する場合の決定を含む。以下「非公開等の決定」という。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該行政情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。
４　第１項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求を受けた日から起算して４５日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期間を書面により通知しなければならない。	４　実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、公開請求を受けた日から起算して６０日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる期間を書面により通知しなければならない。
５　公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求を受けた日から４５日以内にその全てについて第１項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に第１項の決定をし、残りの行政情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面	

改　正　案	現　行
により通知しなければならない。 ⑴　この項を適用する旨及びその理由 ⑵　残りの行政情報について第１項の決定をする期限 ６　（略）	５　（略）

議案第１４号の参考資料

熊谷市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員定数条例（平成１７年条例第３０号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（職員の定数） 第２条　前条の職員の定数は、次のとおりとする。 ⑴～⑻　（略） ⑼　消防職員　２７５人 ２　（略）	（職員の定数） 第２条　前条の職員の定数は、次のとおりとする。 ⑴～⑻　（略） ⑼　消防職員　２４７人 ２　（略）

議案第１５号の参考資料

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成１７年条例第３１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
熊谷市職員の分限に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第３項及び第４項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （休職者の身分取扱い） 第４条　（略） （失職の特例） 第５条　任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 ２　前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。 （委任） 第６条　（略）	熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第３項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 （休職者の身分取扱い） 第４条　（略） （委任） 第５条　（略）

議案第１６号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（退職手当の支給） 第２条　（略） ２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第１４条第２項において「勤務日数」という。）が１８日（１月間の日数（熊谷市の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１４条第２項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職にかかる部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。	（退職手当の支給） 第２条　（略） ２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職にかかる部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。
（失業者の退職手当） 第１４条　（略） ２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった	（失業者の退職手当） 第１４条　（略） ２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった

改　正　案	現　行
日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が１月以上あるもの（季節的業務に４か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に４か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。	日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が１月以上あるもの（季節的業務に４か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に４か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
３～１７　（略）	３～１７　（略）

議案第１７号の参考資料

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険条例（平成１７年条例第１６０号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（被保険者としない者） 第５条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われた児童であって、民法（明治２９年法律第８９号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。	（被保険者としない者） 第５条　次に掲げる者は、被保険者としない。 ⑴　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者であって、市長が当該施設の長の意見を聴いて定める者 ⑵　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われた児童であって、民法（明治２９年法律第８９号）の規定による扶養義務者のない者
（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４８万８千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに１万２千円を上限として加算した額を支給する。 ２　（略）	（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４０万８千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに１万２千円を上限として加算した額を支給する。 ２　（略）

議案第１８号の参考資料

熊谷市農業振興対策委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市農業振興対策委員会条例（平成１７年条例第１９３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（庶務） 第９条　委員会の庶務は、産業振興部農業政策課において処理する。	（庶務） 第９条　委員会の庶務は、産業振興部農業振興課において処理する。

議案第１９号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（退職手当） 第１４条　（略） ２　前項に規定するもののほか、退職手当は、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日（１月間の日数（熊谷市の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて６か月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 ３～８　（略）	（退職手当） 第１４条　（略） ２　前項に規定するもののほか、退職手当は、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて６か月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 ３～８　（略）

議案第２０号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例（平成１７年条例第２２７号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（庶務） 第６条　審査会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。	（庶務） 第６条　審査会の庶務は、消防本部警防課において処理する。

議案第２１号の参考資料

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成１８年条例第１８６号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（服務規律）
第８条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</td><td>（服務規律）
第８条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</td></tr>
<tr><td>（報酬）
第１２条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</td><td>（報酬）
第１２条　団員には、次により報酬を支給する。
<table><tr><th>階級</th><th>報酬額（年額）</th></tr><tr><td>団長</td><td>１８０，０００円</td></tr><tr><td>副団長</td><td>１３２，０００円</td></tr><tr><td>分団長</td><td>１０８，０００円</td></tr><tr><td>副分団長</td><td>８８，０００円</td></tr><tr><td>部長</td><td>７２，０００円</td></tr><tr><td>班長</td><td>６２，０００円</td></tr><tr><td>団員</td><td>５６，０００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>２　団員には、別表第１により年額報酬を支給する。
３　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第２により出動報酬を支給する。</td><td></td></tr>
<tr><td>（費用弁償）
第１３条　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償を支給する。費用弁償の額及び支給方法については、予算の範囲内で市長が別に定める。</td><td>（費用弁償）
第１３条　団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償を支給する。費用弁償の額及び支給方法については、予算の範囲内で市長が別に定める。</td></tr>
<tr><td>２　（略）</td><td>２　（略）</td></tr>
<tr><td>別表第１（第１２条関係）
年額報酬
<table><tr><th>階級</th><th>報酬の額</th></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

改正案	現行

団長	１８０，０００円
副団長	１３２，０００円
分団長	１０８，０００円
副分団長	８８，０００円
部長	７２，０００円
班長	６２，０００円
団員	５６，０００円

別表第２（第１２条関係）

１日当たりの出動報酬

種別	要件	報酬の額
災害	４時間未満の職務に従事した場合	４，０００円
	４時間以上の職務に従事した場合	８，０００円
警戒	警戒等の職務に従事した場合	１時間につき１，０００円
訓練	訓練の職務に従事した場合	３，０００円
指導	４時間未満の職務に従事した場合	４，０００円
	４時間以上の職務に従事した場合	８，０００円
その他の職務	その他団長の招集命令による職務に従事した場合	１，０００円

議案第２２号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
	（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第２７条　削除	第２７条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長である特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第４７条第３項本文の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第３６条　（略）	第３６条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項、第８条第２項及び第２７条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者

改　正　案	現　行
育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第３７条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項、第８条第２項及び第２７条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「法第１９条第１項第１号」とあるのは「法第１９条第１項第２号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。 （準用） 第５３条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第１５条、第１８条から第２０条まで、第２４条から第２６条まで及び第２８条から第３４条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１２条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」	を除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第３７条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「法第１９条第１項第１号」とあるのは「法第１９条第１項第２号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。 （準用） 第５３条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第１５条、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１２条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第１３条の見出し中「特定

改　正　案	現　行
と、第１３条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第１５条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下この項、第２０条及び第３７条第３項」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第２０条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第２０条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。	教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第１５条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下この項、第２０条及び第３７条第３項」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第２０条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第２０条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第５４条　（略） ２　（略） ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４３条第２項を除き、前条において準用する第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。次条第３項において同じ。）、第１８条から第２０条まで、第２４条から第２６条まで及び第２８条から第３４条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第４２条第２項中「第１９条第１項第３号」とあるのは「第１９条第１項第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」	（特別利用地域型保育の基準） 第５４条　（略） ２　（略） ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４３条第２項を除き、前条において準用する第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。次条第３項において同じ。）、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第４２条第２項中「第１９条第１項第３号」とあるのは「第１９条第１項第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項

改　正　案	現　行
とあるのは「同号又は同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５５条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４６条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１４条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５５条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４６条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１４条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

議案第２３号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（家庭的保育事業者等の非常災害対策） 第７条　（略） （安全計画の策定等） 第７条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第７条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点	（家庭的保育事業者等の非常災害対策） 第７条　（略）

改　正　案	現　行
呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	
2　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	
（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第１０条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	第１０条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
	（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第１３条　削除	第１３条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第４７条第３項本文の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及	2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなら

改　正　案	現　行
びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	ない。
３～５　（略）	３～５　（略）
附　則	附　則
１～１０　（略）	１～１０　（略）
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）	
１１　第７条の３第２項の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。	

議案第２４号の参考資料

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３１号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（放課後児童健全育成事業者の非常災害対策） 第６条　（略） （安全計画の策定等） 第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を運行する場合の所在の確認） 第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動	（放課後児童健全育成事業者の非常災害対策） 第６条　（略）

改　正　案	現　行
のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第１２条　（略）	第１２条　（略）
（業務継続計画の策定等）	
第１２条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	
３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第１３条　（略）	第１３条　（略）
２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　（略）	３　（略）

議案第２５号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（個人番号の利用範囲） 第３条　法第９条第２項に規定する個人番号を利用することができる条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。	（個人番号の利用） 第３条　法第９条第２項に規定する個人番号を利用することができる条例で定める事務は、市の執行機関が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。
２　別表第２の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	
３　市の執行機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	２　市の執行機関は、前項の事務を処理するために必要な限度で、法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第１９条第８号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
４　前２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	３　前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
（委任） 第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	

改　正　案	現　行

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害

改正案			現行
		児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
		母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの	
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	

議案第２８号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事
工　事　場　所	熊谷市江南中央二丁目３番地１
入　札　年　月　日	第１回　令和５年１月２６日 第２回　令和５年１月２７日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	最　低　制　限　価　格
251,570,000　円	251,570,000　円	231,444,400　円
うち消費税等の額	入札書比較価格	最低制限価格の100/110
22,870,000　円	228,700,000　円	210,404,000　円

番号	業　者　名	入　札　額				結果
		第１回		第２回		
		金額	順位	金額	順位	
1	田部井建設㈱	円 233,000,000	1	円 217,000,000	1	落札
2	㈱時田工務店	238,000,000	2	228,000,000	2	
3	松坂屋建材㈱	310,000,000	4	辞退		
4	㈱オキナヤ	辞退				
5	大和建設㈱	260,000,000	3	228,000,000	2	
6						
7						
8						
9						
10						

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入札金額	消費税等の額	合　計
田部井建設㈱	217,000,000　円	21,700,000　円	238,700,000　円

１　工 事 名　　熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事

２　工事場所　　熊谷市江南中央二丁目３番地１

３　工事概要

⑴　耐震補強

⑵　外壁改修

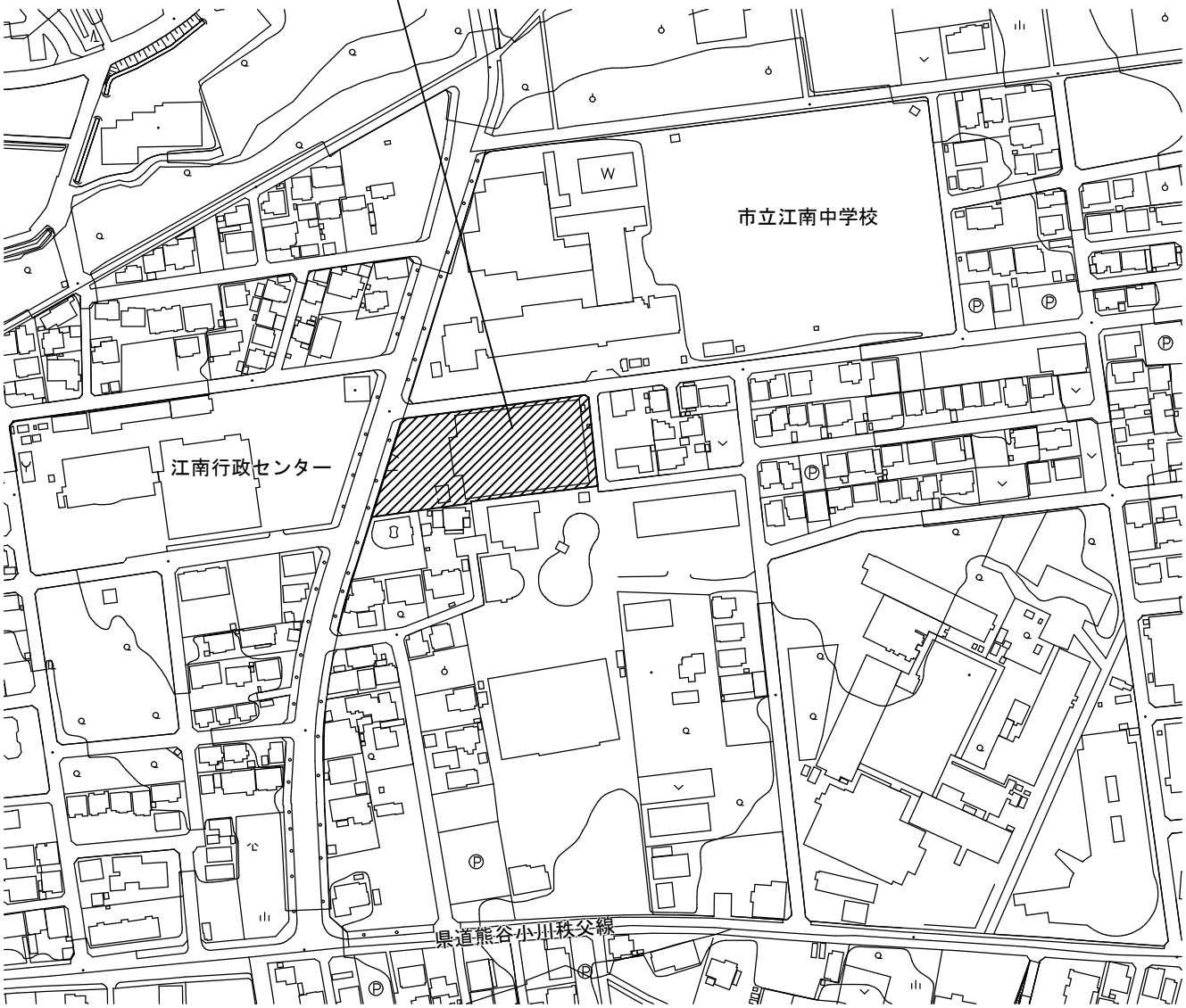
⑶　屋上防水改修

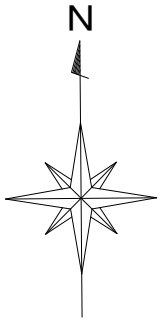
４　建物概要

構　造　　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地上２階建て

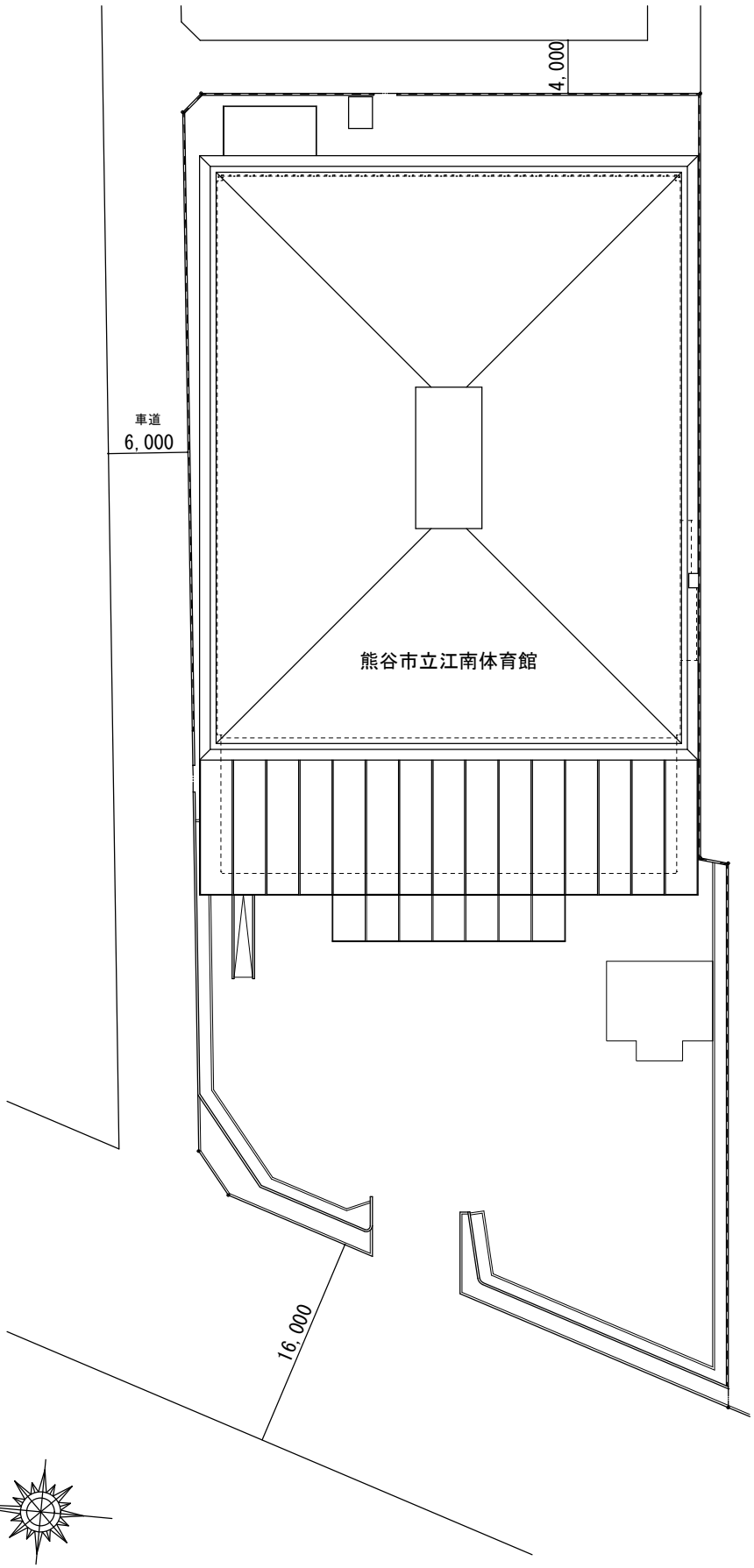
面　積　　延べ面積　２３７４．４７㎡

工事場所：熊谷市江南中央二丁目３番地１
熊谷市立江南体育館

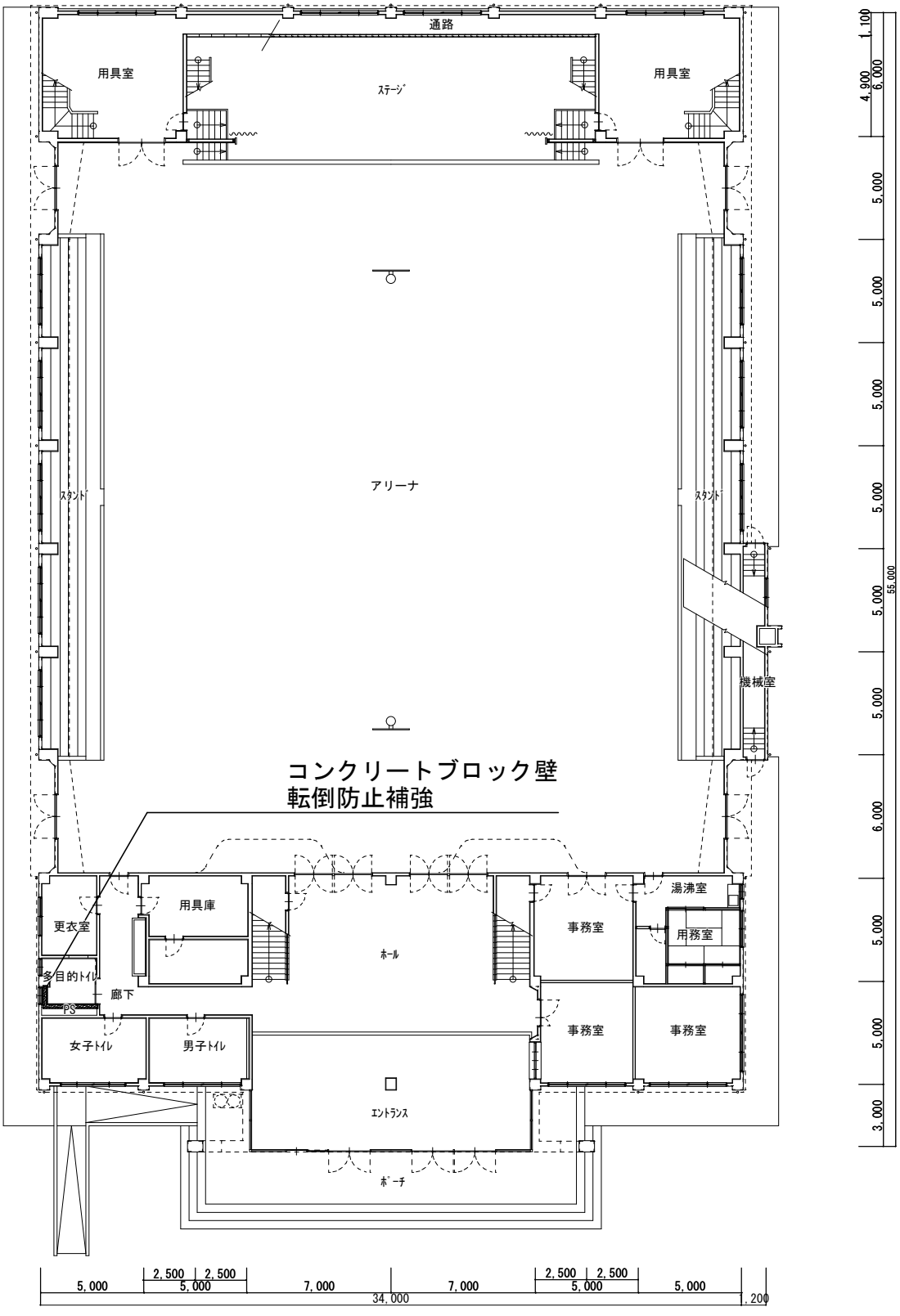




案　内　図



配置図　縮尺：1/500



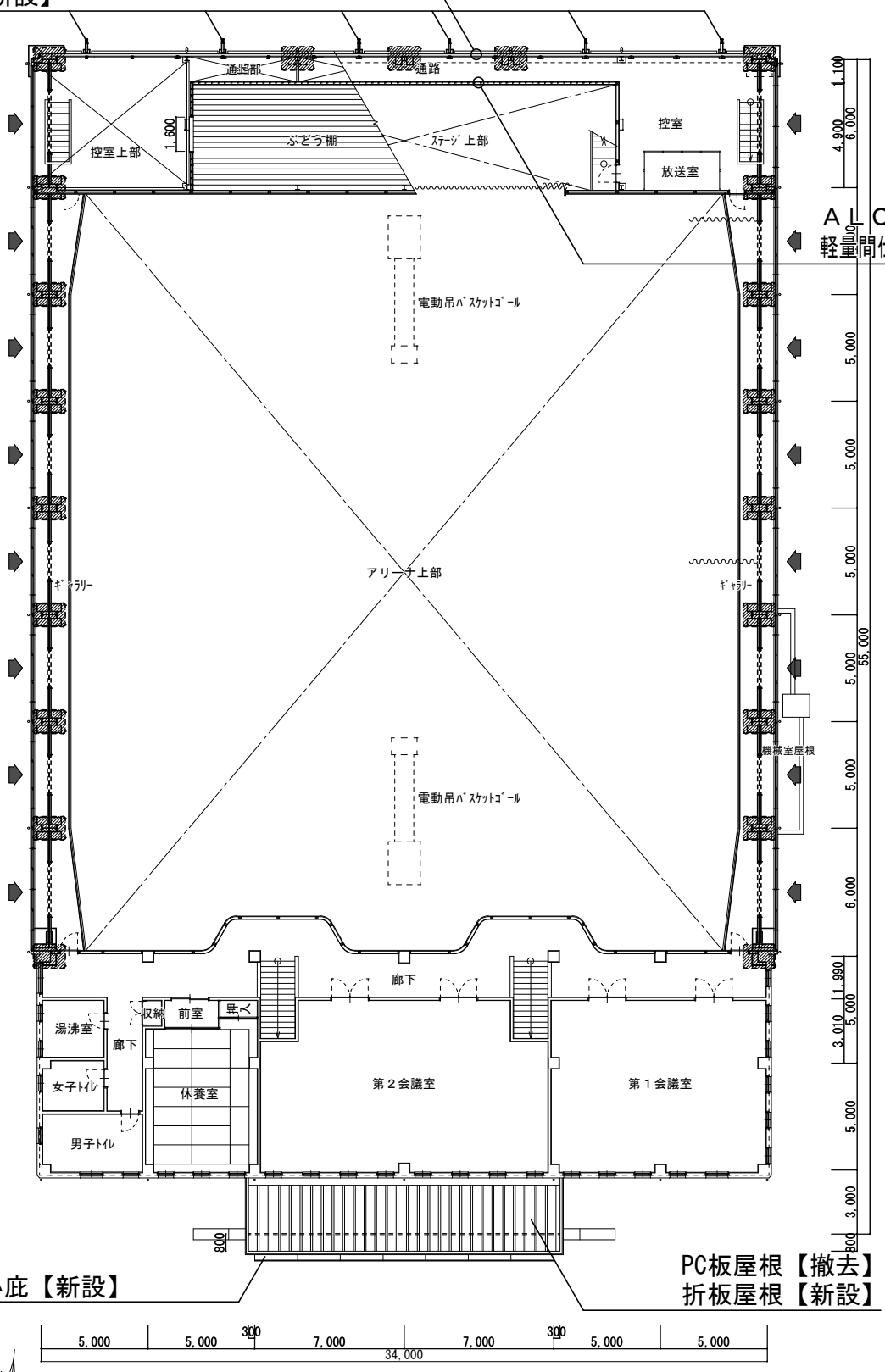
N

平面図　縮尺：1/300

１階

PC板壁【撤去】、角波鋼板壁【新設】

庇受補強【新設】

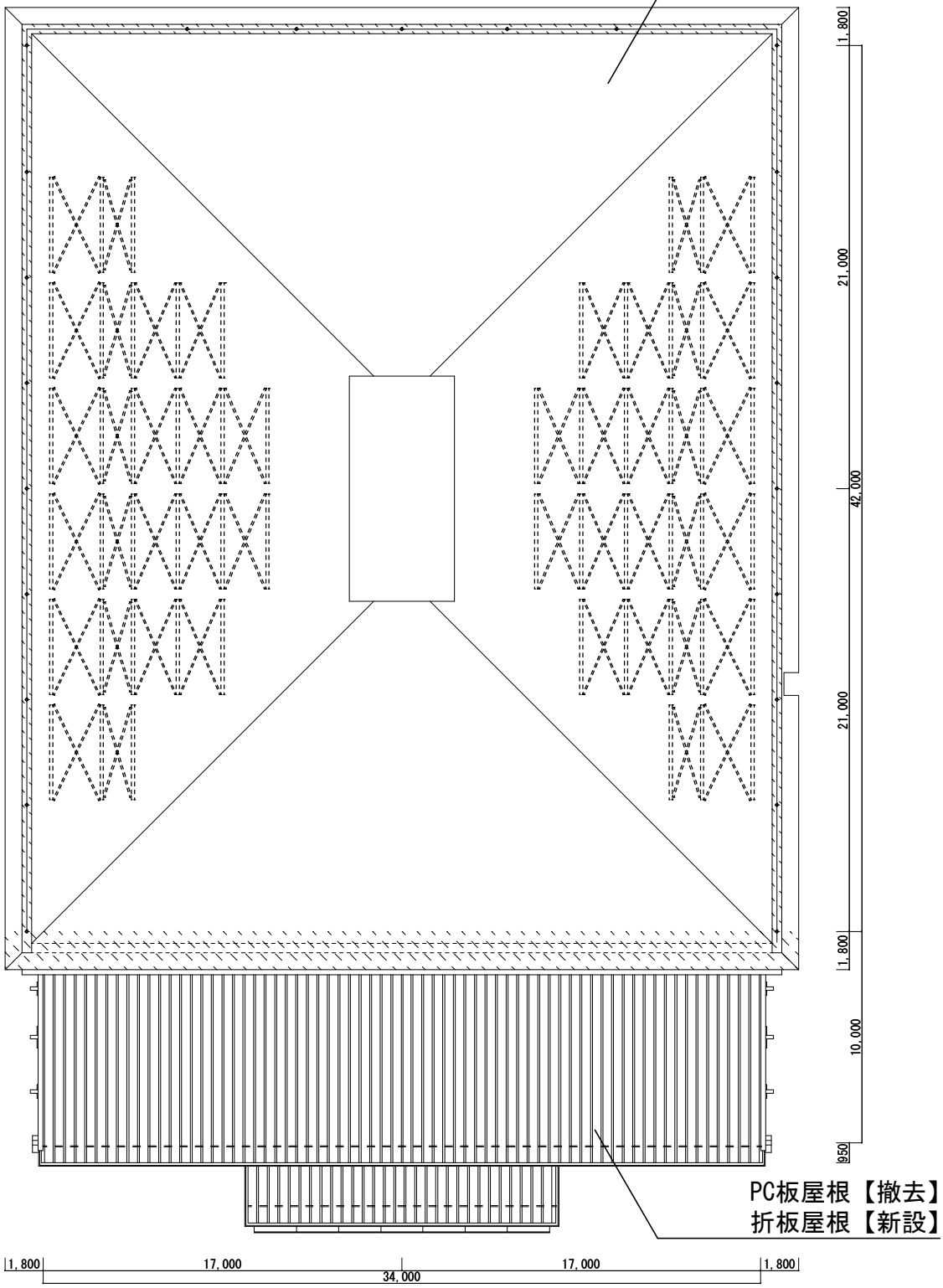


鉄骨軸ﾌﾞﾚｰｽ補強位置

柱脚補強位置

平面図　縮尺：1/300

２階

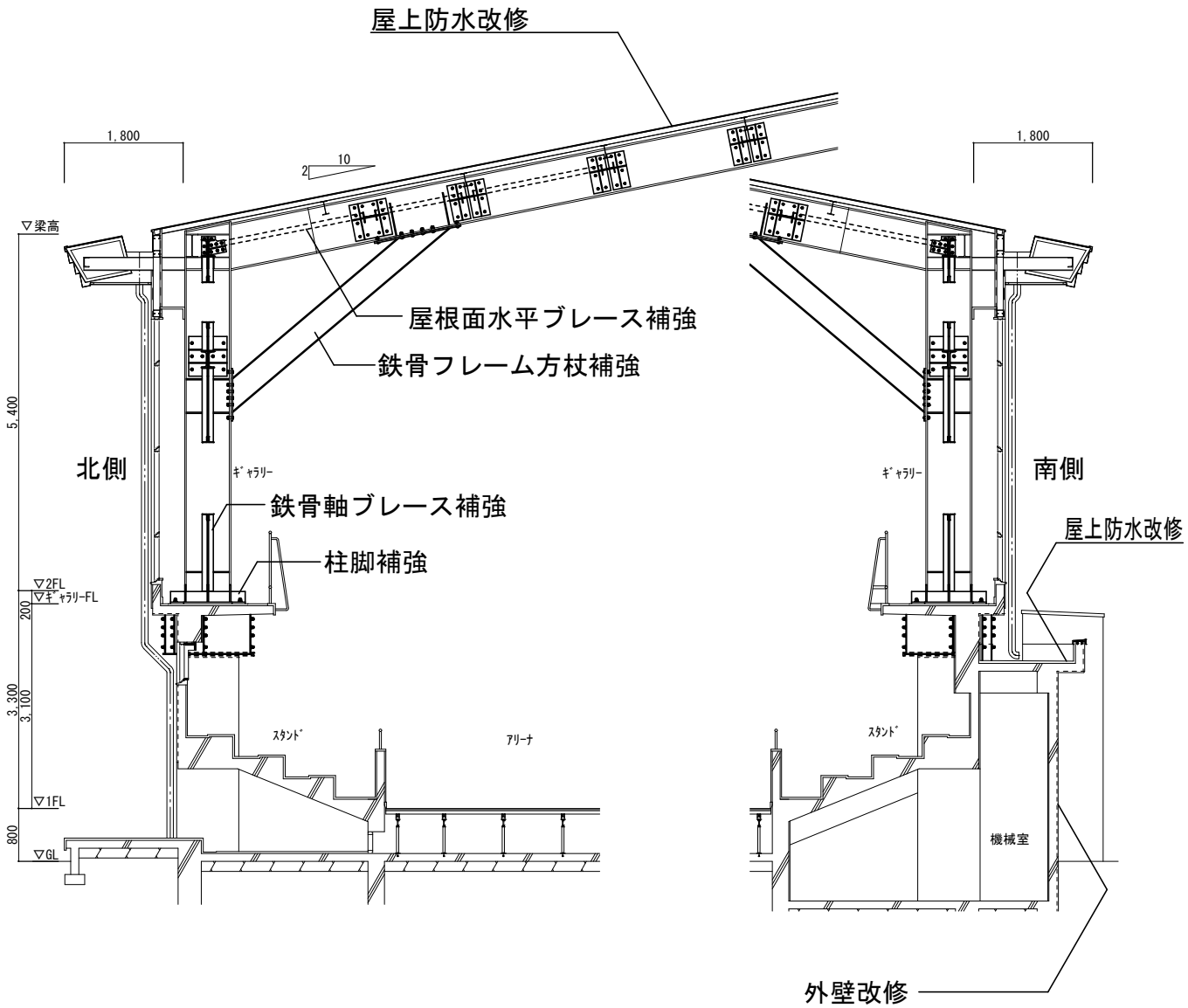


N

屋根面水平ブレース
（屋内側に施工）

平面図　縮尺：1/300

屋根

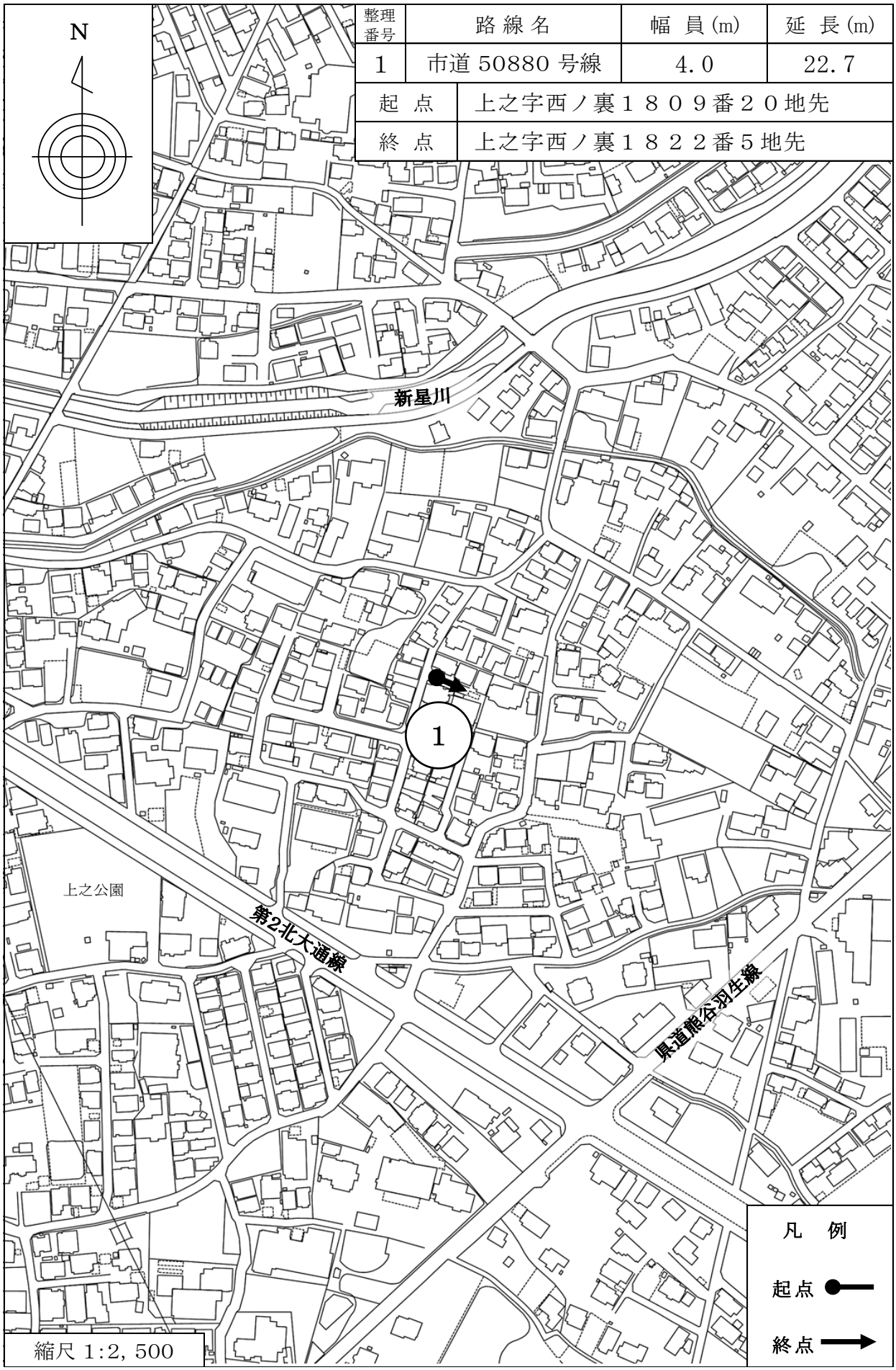

屋上防水改修
1,800
2
10
1,800
▽梁高
屋根面水平ブレース補強
鉄骨フレーム方杖補強
5,400
北側
ｷﾞｬﾗﾘｰ
ｷﾞｬﾗﾘｰ
南側
鉄骨軸ブレース補強
柱脚補強
屋上防水改修
▽2FL
▽ｷﾞｬﾗﾘｰFL
200
3,300
3,100
ｽﾀﾝﾄﾞ
ｱﾘｰﾅ
ｽﾀﾝﾄﾞ
▽1FL
800
▽GL
機械室
外壁改修

断面図　縮尺：1/100

議案第　３０　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　50880　号線	未認定の道路を市道として管理したいため



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 50880 号線	4.0	22.7
起点	上之字西ノ裏１８０９番２０地先		
終点	上之字西ノ裏１８２２番５地先		